

審議された案件と結果

令和8年2月臨時会 ○議案 12件 ○報告 1件 ○承認 1件

番号	件名	結果
1	平戸市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
2	平戸市長、副市長及び教育長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	〃
3	平戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	〃
4	平戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について	〃
5	平戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃
6	令和7年度平戸市一般会計補正予算(第7号)	〃
7	令和7年度平戸市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	〃
8	令和7年度平戸市介護保険特別会計補正予算(第3号)	〃

番号	件名	結果
9	令和7年度平戸市工業団地事業特別会計補正予算(第3号)	原案可決
10	令和7年度平戸市水道事業会計補正予算(第2号)	〃
11	令和7年度平戸市病院事業会計補正予算(第2号)	〃
12	令和7年度平戸市営交通船事業会計補正予算(第3号)	〃

番号	件名	結果
1	専決処分の報告について	報告済

番号	件名	結果
1	専決処分の承認を求めることについて (専決第1号 令和7年度一般会計補正予算(第6号))	承認

令和8年3月定例会 ○議案 37件 ○報告 1件 ○議案議 1件

番号	件名	結果
13	平戸市営バス事業の設置等に関する条例の一部改正について	原案可決
14	平戸市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	〃
15	平戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	〃
16	平戸市職員旅費支給条例の全部改正について	〃
17	平戸市「やらんば!平戸」応援基金条例の一部改正について	〃
18	平戸市国民健康保険税条例の一部改正について	〃
19	平戸市福祉医療費の支給に関する条例の一部改正について	〃
20	平戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	〃
21	平戸市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	〃
22	平戸市平戸温泉給湯センター条例の一部改正について	〃
23	平戸市火入れに関する条例の一部改正について	〃
24	平戸市火災予防条例の一部改正について	〃
25	平戸市企業職員の給与等の種類及び基準に関する条例の一部改正について	〃
26	令和7年度平戸市一般会計補正予算(第8号)	〃
27	令和7年度平戸市介護保険特別会計補正予算(第4号)	〃
28	令和8年度平戸市一般会計予算	〃
29	令和8年度平戸市国民健康保険特別会計予算	〃
30	令和8年度平戸市後期高齢者医療特別会計予算	〃
31	令和8年度平戸市介護保険特別会計予算	〃
32	令和8年度平戸市農業集落排水事業特別会計予算	〃
33	令和8年度平戸市あづち大島いさりびの里事業特別会計予算	〃
34	令和8年度平戸市駐車場事業特別会計予算	〃

番号	件名	結果
35	令和8年度平戸市工業団地事業特別会計予算	原案可決
36	令和8年度平戸市水道事業会計予算	〃
37	令和8年度平戸市病院事業会計予算	〃
38	令和8年度平戸市営交通船事業会計予算	〃
39	平戸市過疎地域持続的発展計画の策定について	〃
40	平戸市辺地に係る総合整備計画の変更について	〃
41	平戸市辺地に係る総合整備計画の策定について	〃
42	工事請負契約の変更について ※市道山中・紐差線(大越工区)	〃
43	公有水面埋立免許出願に係る意見について	〃
44	令和7年度一般会計補正予算(第9号)	〃
45	工事請負契約の締結について ※平戸市上亀工業団地(仮称)用地造成工事	〃
46	工事請負契約の締結について ※普通河川ヨラス川支川河川災害復旧工事(1工区)	〃
47	工事請負契約の締結について ※普通河川ヨラス川支川河川災害復旧工事(2工区)	〃
48	人権擁護委員候補者の推薦について	支障なし
49	平戸市副市長の選任につき同意を求めることについて	同意

番号	件名	結果
2	一般財団法人平戸市振興公社の経営状況を説明する書類の提出について	報告済

番号	件名	結果
1	井元宏三副議長に対する問責決議	原案可決

賛否が分かれた案件

議案名	議員氏名(50音順)	近藤芳人	井元宏三	綾香良浩	池田稔巳	大村謙吾	岡康則	岡村文雄	神田全記	竹山俊郎	辻賢治	原野育朗	針尾直美	松尾実	松口茂生	松本正治	山内信太郎	山田能新	吉福弘実	賛成・反対	
平戸市副市長の選任につき同意を求めることについて		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	16:1
井元宏三副議長に対する問責決議		除	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	14:2

○…賛成 ●…反対 欠…欠席 「除」…地方自治法117条の規定に基づいて除斥 □…議長(議長は可否同数の場合を除き表決(裁決)しない)

設置の主旨

議会の政策形成機能を向上させ、より良い市政を実現するとともに、持続可能な議会運営に資するため、その調査研究について12人の委員をもって構成する議会改革特別委員会を設置する。

委員長 副委員長



協議事項

- ▶議会基本条例の制定
- ▶議会定数の検討
- ▶議会経費の検討
- ▶議員報酬の改定

井元宏三副議長に対する問責決議

平戸市議会は、市民の厳粛な信託を受けて市の重要な意思決定を行う市民の代表機関・議事機関である。

議会は言論の府であり、議員の発言は自由であるという前提はあるが、それは全ての発言を許すものではない。平戸市議会会議規則第149条には「議員は、議会の品位を重んじなければならない」とあり、平戸市議会議員政治倫理条例においても、議員の責務として「市民の信頼に値するより高い倫理的義務に徹し、地方自治の本旨に従って、その使命の達成に努めなければならない」としている。議員は品位を損なわないように自らの言動を律しなければならないものである。しかしながら、井元副議長は、自らの一般質問を行う壇上において、大雨が降った話に乗じて「本市の水がめもほっとひと息ついたのではないか。そのせいではないが私の膝の方にも水が溜まった」との発言があった。これは水不足により苦勞していた農家や市民の方の切実な状況を軽視するものであり、本市の重要事項を議論・審議する本議会の中での発言として、議会の品位を著しく損なう発言である。

また、市民の来庁時に支障をきたさないため

の議会の申し合わせ事項である駐車場使用ルールも遵守されておらず、議会の秩序を軽視している。

さらに、一般質問に伴う理事者との調整に関し、市政運営に支障をきたさないよう議会運営委員会において注意喚起がなされたにもかかわらず、依然として改善が見られていない。

法令遵守はもとより、議員間の合意に基づく「申し合わせ事項」は、議会運営を円滑かつ公平な遂行を行うための決定事項である。これを厳守しないことは、議会全体の規律を乱す行為であり、議会の模範たるべき副議長の要職にあるものとしての行為としても断じて容認できない。これは平戸市議会の信頼を失墜させるものであり、本件は、議会の品位を著しく欠き、議会の秩序を乱す行為として看過することはできない。

よって、井元宏三副議長は、猛省するとともに、事態の重大さを真摯に受け止め、平戸市議会議員としての責務を自覚されるよう平戸市議会は強く求める。

以上、決議する。

令和8年3月18日
平戸市議会

3月18日の本会議において、議会改革特別委員会が設置されました。

議会改革特別委員会設置

井元宏三副議長に対する問責決議

議案議第1号